

山口県報

平成28年
3月4日
(金曜日)

目次

- 告示
解除予定保安林(下関市)(森林整備課).....
- 自動車専用道路の指定(道路整備課).....
- 宇部都市計画道路事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....
- 公告
平成二十八年前期実施技能検定試験の実施(労働政策課).....
- 平成二十八年度随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定試験の実施(労働政策課).....
- 公安委告示
警備員等の検定の実施.....



山口県告示第五十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十八年三月四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除予定保安林の所在場所
下関市豊北町大字阿川字江向一三四の一(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部森林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八条の二第二項の規定により、次のとおり自動車専用道路を指定する。
その関係図面は、平成二十八年三月四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

山口県知事 村岡 嗣政

路線名	区	間	延長 (メートル)	指定の期日
山口県道 山口宇部線	山口市小郡上郷字鷲ヶ迫一四〇の一三	地先か	五六九・〇	平成二十八年三月五日
	同市小郡上郷字丸山二六一の二四	地先まで	四五八・〇	
	山口市小郡上郷字鷲ヶ迫一四〇の一三	地先か	一、二〇四・〇	
	同市小郡光が丘二五六〇の五一	地先まで	九七〇・二	
	同市小郡上郷字赤迫三二七七一	地先まで		
	山口市小郡上郷字鷲ヶ迫一四〇の一三	地先か		
	同市小郡上郷字後ヶ浴三三四六	一地先まで		

山口県告示第五十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、宇部都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年三月四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 施行者の名称
宇部市
- 二 都市計画事業の種類及び名称

職	種	試	験	科	目
園	芸	装	飾	室	内園芸装飾
造	園	造	園	工	事
鑄	造	鑄	鉄	鑄	物鑄造
金	属	熱	処	理	一般熱処理 浸炭・浸炭窒化・窒化処理 高周波・炎熱処理 普通旋盤 数値制御旋盤 フライス盤

一 技能検定の実施職種及び試験の方法
 (一) 実施職種
 技能検定は、次の1の表から3の表までの上欄に掲げる職種で、それぞれこれらの表の下欄に掲げる試験科目に係るものについて実施する。
 1 一級及び二級の技能検定

平成二十八年三月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

(八〇) 平成二十八年前期実施技能検定試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第四十四条第一項の規定により、平成二十八年前期実施技能検定試験を次のとおり実施します。



- 三 宇部都市計画道路事業三・四・十三東海岸線
宇部都市計画道路事業三・四・十五鍋倉草江線
宇部都市計画道路事業三・五・二十三則貞笹山線
事業施行期間
平成十五年八月八日から平成二十九年三月三十一日まで
- 四 事業地
宇部市草江二丁目、草江三丁目、草江四丁目及び大字沖宇部

機	械	加	工	数値制御フライス盤 ボール盤 横中くり盤 平面研削盤 円筒研削盤 水研盤 マシンングセンタ		
放	電	加	工	数値制御彫り放電加工 ワイヤ放電加工		
金	属	プ	レ	ス	加工 金属プレス	
鉄	工	製	造	物	鉄工 製缶	
建	築	板	金	金	内外装板金 ダクト板金	
工	場	板	金	金	曲げ板金 打出し板金	
仕	上	研	削	研	削 治工具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ	
切	削	工	具	研	削 工作機械用切削工具研削	
ダ	イ	カ	ス	ト	コールドチャンネルダイカスト	
電	子	機	器	組	立	て 電子機器組立て
電	気	機	器	組	立	て 配電盤・制御盤組立て
産	業	車	両	整	備 産業車両整備	
鉄	道	車	両	製	造・整 備 機器ぎ装 内部ぎ装 配管ぎ装 電気ぎ装	
建	設	機	械	整	備 建設機械整備	
婦	人	子	供	服	製 造 婦人子供注文服製作	
木	型	製	作	模	型 製作 模型製作	
家	具	製	作	家	具 手 加工 家具手加工	

職 種	2 三級の技能検定	フ ラ ワ ー 装 飾	広 告 美 術 仕 上 げ	塗 装	表 装	サ ッ シ 施 工	熱 絶 縁 施 工	内 装 仕 上 げ 施 工	防 水 施 工	畳 製 作	タ イ ル 張 り	左 官	と び	石 材 施 工	プ ラ ス チ ック 成 形	印 刷	建 具 製 作
		フラワー装飾	広告面粘着シート仕上げ	木工塗装 建築塗装 金属塗装	壁装	ビル用サッシ施工	保温保冷工事	ウレタン系塗膜防水工事 アクリル系塗膜防水工事 シリコン系防水工事 FRP防水工事	プラスチック系床仕上げ工事 木質系床仕上げ工事 鋼製下地工事 ボード仕上げ工事	畳製作	タイル張り	左官	とび	石張り 石積み	射出成形	オフセット印刷	木製建具手加工
試 験 科 目																	

(二) 試験の方法

産 業 洗 浄	路 面 標 示 施 工	職 種	3 単一等級の技能検定	フ ラ ワ ー 装 飾	塗 装	化 学 分 析	左 官	と び	建 築 大 工 事	電 子 機 器 組 立 て	機 械 検 査	仕 上 げ	工 場 板 金	機 械 加 工	金 属 熱 処 理	造 園 工 事	園 芸 装 飾
				フラワー装飾	金属塗装	化学分析	左官	とび	大工工事	電子機器組立て	機械検査	機械組立仕上げ	曲げ板金 打出し板金	普通旋盤 数値制御旋盤 フライス盤 平面研削盤 マシンニングセンタ	一般熱処理 浸炭・浸炭窒化・窒化処理 高周波・炭熱処理	造園工事	室内園芸装飾
高圧洗浄	溶融ペイントハンドマーカー工事	試 験 科 目															

- (一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。
- 二 試験の期日
 - (一) 実技試験
 - 平成二十八年六月二日(木曜日)から同年九月七日(水曜日)までの間において山口県職業能力開発協会が指定する日
 - (二) 学科試験
 - 1 一級及び二級の技能検定

職	種	実施期日
造園 成形 とび 防水施工 サツシ施工 塗装	金属熱処理 金属プレス加工 産業車両整備 プラスチック	平成二十八年八月二十一日 (日曜日)
機械加工 鉄工 ダイカスト 電子機器組立て 建設機械整備 婦人子供服製造 木型製作 家具製作 建具製作 印刷 左官 畳製 作内装仕上げ 施工 広告美術仕上げ	切削工 タイル	平成二十八年八月二十八日 (日曜日)
園芸装飾 張り 熱絶縁 施工 表装 フラワー 装飾	建築板金 工場板金 仕上げ 石材施工 タイル	平成二十八年九月四日 (日曜日)

2 三級の技能検定

職	種	実施期日
園芸装飾 器組立て 建築大工 とび 左官 化学分析 塗装 フラワー 装飾	工場板金 仕上げ 機械検査 電子機	平成二十八年七月十七日 (日曜日)
金属熱処理		平成二十八年八月二十一日 (日曜日)

3 単一等級の技能検定

職	種	実施期日
産業洗浄		平成二十八年八月二十一日 (日曜日)
路面標示施工		平成二十八年九月四日 (日曜日)

- 三 試験の場所
山口県職業能力開発協会が指定する場所
- 四 受検資格

- (一) 一級の技能検定にあつては、法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。)第六十四条の二に規定する者であること。
- (二) 二級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の三に規定する者であること。
- (三) 三級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の四に規定する者であること。
- (四) 単一等級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の六に規定する者であること。

- 五 受検申請書の受付期間
平成二十八年四月四日(月曜日)から同月十五日(金曜日)まで(郵送の場合は、四月十五日までの消印のあるものは、有効とする。)
- 六 受検申請書等の提出先
山口市中央四丁目三番六号(郵便番号七五三〇〇七四)
山口県職業能力開発協会
- 七 提出書類
 - (一) 受検申請書
 - (二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面

- 八 受検手数料
受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。
- (一) 学科試験にあつては、三千百円
- (二) 実技試験にあつては、次の1の表から4の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額
- 1 一級及び二級の技能検定

職	種	手数料
園芸装飾 建築板金 工場板金 仕上げ 産業車両整備 鉄道車両製造 成形 石材施工 サツシ施工 表装	金属熱処理 機械加工 切削工 工具研削 ダイカスト 金属プレス加工 電子機器組立て 鉄工 家具製作 建具製作 印刷 プラスチック 成形 石材施工 サツシ施工 表装	一万四千九百円
園芸装飾 建築板金 工場板金 仕上げ 産業車両整備 鉄道車両製造 成形 石材施工 サツシ施工 表装	金属熱処理 機械加工 切削工 工具研削 ダイカスト 金属プレス加工 電子機器組立て 鉄工 家具製作 建具製作 印刷 プラスチック 成形 石材施工 サツシ施工 表装	一万七千九百円

2 三級の技能検定(受検者が在校生である場合)

職	種	手数料
機械検査		五千円
園芸装飾 建築大工	造園 金属熱処理 機械加工 左官 化学分析 塗装 フラワー装飾	工場板金 仕上げ 電子機器組立て
		六千円

3 三級の技能検定(受検者が在校生でない場合)

職	種	手数料
機械検査		一万四千九百円
園芸装飾 建築大工	造園 金属熱処理 機械加工 左官 化学分析 塗装 フラワー装飾	工場板金 仕上げ 電子機器組立て
		一万七千九百円

4 単一等級の技能検定

職	種	手数料
路面標示施工	産業洗浄	一万七千九百円

九 問題の公表

実技試験の問題は、平成二十八年五月二十六日(木曜日)に山口県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

十 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、三級の技能検定(金属熱処理に係るものを除く。)にあつては平成二十八年八月二十六日(金曜日)、その他の技能検定にあつては同年九月三十日(金曜日)とし、合格者の受検番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十一 その他

(一) 受検案内、受検申請書等の請求は、山口県職業能力開発協会、市役所、町役場、公共職業安定所、高等産業技術学校、山口職業能力開発促進センター又は防府地域

職業訓練センターにすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「技能検定試験」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。

(二) 技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会(電話〇八三一九二二一八六四六)にすること。

(八二) 平成二十八年度随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第四十四条第一項の規定により、平成二十八年度随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定試験を次のとおり実施します。

平成二十八年三月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定の実施職種及び試験の方法

(一) 実施職種

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器、段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

(二) 試験の方法

(一) に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。

二 試験の期日

山口県職業能力開発協会が指定する日

三 試験の場所

山口県職業能力開発協会が指定する場所

四 受検資格

(一) 随時実施三級の技能検定

受検しようとする職種に係る基礎一級又は基礎二級技能検定に合格した者である

職	種	手数料
機械検査 婦人子供服製造		五千円
さく井 鋳造 鍛造 機械加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金 めつき アルミニウム陽極酸化処理 仕上げ空気調和機器施工 電子機器組立て 電 気機器組立て プリント配線板製造 冷凍空気調和機器施工 染色 二ツツ製品 製造 紳士服製造 寝具製作 帆布製品製造 布はく縫製 家具製作 器具製作 紙器・段ボール箱製造 印刷 帆布製品製造 布はく縫製 家具製作 器具製作 形 石材施工 かわらぶき 八木・ソノセ・ブラスチック成形 強化プラスチック製品 建築大工 かわらぶき 防水施工 左官 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 鉄筋施工 コンクリート工事 表装 塗装 工業包装	六千円	

2 随時実施三級の技能検定（受検者が在校生でない場合）並びに基礎一級及び基礎二級の技能検定

- こと。
- (一) 基礎一級及び基礎二級の技能検定
法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十四条の五に規定する者であること。
- 五 受検申請書の受付
随時受け付ける。
- 六 受検申請書の提出先
山口市中央四丁目三番六号（郵便番号七五三〇〇七四）
山口県職業能力開発協会
- 七 提出書類
(一) 随時実施三級の技能検定
受検申請書及び基礎一級又は基礎二級技能検定の合格証書の写し
- (二) 基礎一級及び基礎二級の技能検定
受検申請書
- 八 受検手数料
受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。
(一) 学科試験にあつては、三千円
(二) 実技試験にあつては、次の1の表及び2の表の上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額
- 1 随時実施三級の技能検定（受検者が在校生である場合）

職	種	手数料
機械検査 婦人子供服製造		一万四千九百円
さく井 鋳造 鍛造 機械加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金 めつき アルミニウム陽極酸化処理 仕上げ空気調和機器施工 電子機器組立て 電 気機器組立て プリント配線板製造 冷凍空気調和機器施工 染色 二ツツ製品 製造 紳士服製造 寝具製作 帆布製品製造 布はく縫製 家具製作 器具製作 紙器・段ボール箱製造 印刷 帆布製品製造 布はく縫製 家具製作 器具製作 形 石材施工 かわらぶき 八木・ソノセ・ブラスチック成形 強化プラスチック製品 建築大工 かわらぶき 防水施工 左官 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 鉄筋施工 コンクリート工事 表装 塗装 工業包装	一万七千九百円	

九 問題の通知
実技試験の問題は、山口県職業能力開発協会があらかじめ受検申請者宛て通知する。

- 十 合格者の発表等
(一) 合格者の発表日等については、試験当日に通知する。
- (二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその旨を知事に申し出ること。
- 十一 その他

- (一) 受検申請書の請求は、山口県職業能力開発協会にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「随時実施三級技能検定試験」又は「基礎一級及び基礎二級技能検定試験」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。
- (二) 随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会（電話〇八三一九二一八六四六）にすること。



山口県公安委員会告示第三号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十八年三月四日

山口県公安委員会

- 一 検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員
種 別 級 受検定員
雑踏警備業務 一級 二十名
検定に係る試験の日時及び場所
 - 二 学科試験
(一) 学科試験
日 時 平成二十八年六月六日(月曜日)の午前十時から正午まで
場 所 山口市滝町一番一号
山口県警察本部
 - (二) 実技試験
日 時 平成二十八年六月二十九日(水曜日)
場 所 山口市秋穂二島一〇六二番地
山口県セミナーパーク
- 詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。
- 三 受検資格
山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)であつて、次のいずれかに該当する者であること。
(一) 雑踏警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの
(二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
 - 四 検定申請書の受付期間及び時間
平成二十八年四月十八日(月曜日)から同月二十二日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。
 - 五 検定申請書の提出先
山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署
 - 六 提出書類
(一) 検定申請書

(二) 添付書類

- 1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面
 - 2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面
 - 3 三の(一)に該当する者にあつては、雑踏警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書
 - 4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し
 - (二) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚
 - 七 受検手数料
一万三千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
 - 八 受検票の交付
検定申請書を提出した警察署において交付する。
 - 九 その他
(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。
(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇)にすること。
- 一 検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員
種 別 級 受検定員
雑踏警備業務 一級 二十名
 - 二 検定に係る試験の日時及び場所
(一) 学科試験
日 時 平成二十八年六月六日(月曜日)の午前十時から正午まで
場 所 山口市滝町一番一号
山口県警察本部
 - (二) 実技試験
日 時 平成二十八年六月二十二日(水曜日)

場所 山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

三 受検資格
詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

四 受検資格
山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。
検定申請書の受付期間及び時間
平成二十八年四月十八日(月曜日)から同月二十二日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

五 検定申請書の提出先
山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類
(一) 検定申請書
(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面
2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万三千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八

三一九三三〇一〇)によること。

平成二十八年三月四日印刷

発行所 山口県庁
発行人 山口県知事